

提案書評価採点基準表

業務名 医薬品物流管理業務委託

番号	審査項目	評価の考え方・着眼点	基準点				
			A	B	C	D	E
			特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
1	医薬品調達業務実績	他病院における医薬品調達業務実績及び取扱品目数は豊富であるか。	10	8	6	4	2
2	医薬品SPD業務実績	富山市民病院と同規模の病院における医薬品SPD業務受託実績は豊富であるか。	10	8	6	4	2
3	業務の実施体制	適切な人員配置等が提案されているか。 ・管理責任者の経歴 ・従事者の業務別配置計画及び人数の積算根拠	20	16	12	8	4
4		人材確保、教育研修、業務指導及び監査等、業務を遂行するにあたり優れた提案がされているか。 ・人材確保の考え方、取り組み ・業務従事者の配属条件、教育研修の考え方、取り組み、内容 ・現場の従事者だけでなく、企業全体としてバックアップ体制が備わっているか	20	16	12	8	4
5	医薬品の供給体制	医薬品の安定供給可能な体制が構築されているか。 ・医薬品の調達ルート、方法等 ・時間外、緊急時の対応 ・災害時の対応	20	16	12	8	4
6	業務実施方法及び導入計画書	仕様書に示された富山市民病院の業務目的に沿っており、実現可能な運用体制、スケジュール等が提案されているか。 ・業務実施のための実施内容、準備スケジュールは無理がなく、適切か ・提案内容は仕様書に示された富山市民病院の業務目的に沿っているか ・業務を効率的かつ効果的に実施する運用体制、手法を具体的に提案しているか	10	8	6	4	2
7	経営改善への貢献	経営改善のための具体的な提案がなされているか。 ・契約期間中の薬品費縮減に関する提案がなされているか ・高額医薬品の在庫管理方法の見直しや廃棄医薬品の減少等、コスト削減や経済効果を高めるための具体的な提案がなされているか	20	16	12	8	4
8	業務改善への貢献	業務改善のための具体的な提案がなされているか。 ・情報支援や業務の効率化に関する提案がなされているか ・仕様書の要求事項以外に富山市民病院の経営、業務に貢献する効果的かつ有効な提案がなされているか	10	8	6	4	2
9	医薬品値引率	医薬品値引率の単純比較等。（※）	20	16	12	8	4
10		値引率の向上を図るための取組方針の具体的かつ実現可能性のある提案がなされているか。	10	8	6	4	2
委員による評価の合計（150点満点）			①				

※各者が提案した医薬品値引率の単純比較のほかに、提出された医薬品リストを事務局で加工し、以下の項目により比較する。なお、全国自治体病院協議会が公表する全国平均値引率（以下「全国平均値引率」という。）と比較するため、血液製剤や麻薬、毒薬、薬価のない医薬品（ワクチン類、消毒剤等）及び専売品目であるベクルリー点滴静注は除外し数値を算出する。

項目	算定方法	比較方法
提案値引率の比較Ⅰ （調達可能品目のみ）	様式第3号の8に記載された記号A及びB（ただし、除外品目を除かない数値とする）	単純比較
提案値引率の比較Ⅱ （調達可能品目のみ）	業者提出の医薬品リストより	全国平均値引率により近い数値での比較
全品目の値引率 （調達可能品目＋調達可能品目以外）	調達可能品目の見積単価と調達可能品目以外の品目の現行単価（R4年6月1日現在）にR3年度購入実績を乗じて計算した値引率	採用を想定した場合の富山市民病院の全体値引率の比較
全国平均値引率との比較	R3年度3月期の全国平均値引率より	各項目の比較基準
提案重複品目のみの値引率	各者が調達可能品目としたものみの値引率	重複した品目のみの比較
富山市民病院の医薬品購入費全体の90%を占める品目の値引率	R3年度の購入額全体の90%を占める165品目のみの値引率	富山市民病院の医薬品購入額の大部分を占める品目での比較

以下の項目については、金額及び数量で判断できることから、下記基準表に基づき事務局で採点を行い、①に加算する。

番号	審査項目	評価基準	基準点		
11	委託料	1,699,999円以下	A	特に優れている	10
		2,034,999～1,700,000円	B	優れている	8
		2,035,000円	C	普通	6
12	医薬品の調達可能品目数	1,201品目以上	A	特に優れている	10
		1,038～1,200品目	B	優れている	8
		1,037品目	C	普通	6
事務局による評価の合計（20点満点）			②		

本プロポーザルにおける受託候補者は、①②の評点の合計が510点以上である提案者のうち、評点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。
 ただし、評点の合計が同値の者が複数いる場合は、最も高い評点を得た委員数の多い提案者を受託候補者として選定する。
 上記の選定においても受託候補者が決定しないときは、抽選とする。
 一者のみ参加のときは、あらかじめ決定した最低選定基準点を満たしていれば受託候補者として特定することとする。